

全日電工連認定損害保険制度の概要

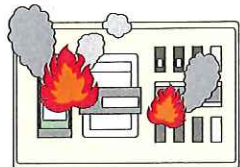
全日電工連組合員の皆さまに、3つの損害保険制度をご用意しております。全日電工連ならではのスケールメリットを生かした割安な加入費(保険料)で皆さまの経営を支えます。

物への補償

人への補償

組立保険制度

組合員の皆さまの資材、工事物件を守ります。



夜間火災が発生し、現場事務所および収容の什器・備品を焼損した。



工事現場で電線が盗難にあった。

業務災害補償制度

従業員や役員、個人事業主などの労災リスクを補償します。



作業中に感電して亡くなられた。



従業員が作業中にケガをし、後遺障害第1級が生じた。

ご自身の損害

第三者損害賠償制度

第三者(他人)の身体に障害を、または財物に損壊を与えてしまったことにより、法律上の賠償責任を負った場合に補償します。



5年前の太陽光発電システム設置工事の際、ボルトの締めが緩かったためすき間ができ、雨漏りが発生した。



空調設備工事中、誤って壁をキズつけた。



工事中、誤って工具を落とし、通行人にケガをさせた。

第三者の損害

今年度の改定内容

今年度の改定内容は次のとおりです。

第三者損害賠償制度

自己負担額ありコースが廃止となります。ご加入の型が「ZA①-5」「ZF④-5」など、末尾が「-5」の型が廃止となります。自己負担額のないコースへ移行いただきます。

業務災害補償制度

1 加入型、補償保険金額を変更しました。

- ① 死亡・後遺障害補償: 1口につき700万円/450万円 → 1口につき500万円へ変更
- ② 入院補償保険金日額: 1口につき1,000円/4,000円 → 1口につき2,500円へ変更
- ③ 通院補償保険金日額: 1口につき2,000円 → 1口につき1,000円へ変更
(詳細は、P9~10参照)

2 ご申告いただく全売上高の対象決算期が変更となりました。

平成29年度契約から、平成27年7月1日から平成28年6月30日までに迎えた決算期の全売上高(消費税込)をご申告いただきます。ご申告いただく決算時期は、各制度とも同じになります。

(注: ご申告いただく売上高は、各制度の加入内容で異なります。)